

令和 2 年安曇野市議会 9 月定例会 提案説明書

目次

報告第17号	1
報告第18号	2
報告第19号	2
報告第20号	3
報告第21号	4
議案第67号	5
議案第68号	6
議案第69号	6
議案第70号	7
議案第71号	8
議案第72号	8
議案第73号	9
議案第74号	11
議案第75号	13
議案第76号	19
議案第77号	21
議案第78号	22
議案第79号	24
議案第80号	25
議案第81号	26
議案第82号	27
議案第83号	28
議案第84号	29
議案第85号	30
議案第86号	31
議案第87号	37
議案第88号	40
議案第89号	42
議案第90号	45
議案第91号	46
議案第92号	47
議案第93号	48
議案第94号	49
議案第95号	50
議案第96号	51
議案第97号	52
議案第98号	54
議案第99号	56
議案第100号	57

報告第 17 号

それでは、報告第 17 号 令和元年度決算に基づく安曇野市健全化判断比率について説明をいたします。

健全化判断比率の各算定数値でございますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率は決算がともに黒字であるため算定されておられません。

また、実質公債費比率は 9.5%、将来負担比率は 10.4%であります。昨年度の実質公債費比率は 9.3%でしたので、0.2 ポイントの上昇、また将来負担比率は昨年度 12.8%でしたので、2.4 ポイントの改善となりました。

なお、安曇野市における早期健全化基準につきましては、ここにある表の括弧内の数字となりますが、実質赤字比率が 12.00%、連結実質赤字比率が 17.00%、実質公債費比率が 25.0%、将来負担比率が 350%であります。

以上であります。

報告第 18 号

令和元年度決算に基づく安曇野市産業団地造成事業特別会計資金不足比率についてご説明申し上げます。

本件について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

本日提出、市長名でございます。

令和元年度決算により、実質収支額が 12 万 9,112 円となり、資金不足比率の算定基礎となります。資金不足額は生じておりません。したがって、資金不足比率は算定されません。

報告第 19 号

令和元年度決算に基づく安曇野市有明荘特別会計資金不足比率について説明申し上げます。

本件について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

本日提出、市長名であります。

令和元年度決算により、実質収支が 8,291 円であり、資金不足比率の算定基礎となります。資金不足額は生じておりません。したがって、資金不足比率は算定されません。以上です。

報告第 20 号

令和元年度決算に基づく安曇野市水道事業会計、安曇野市下水道事業会計資金不足比率について

本件について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

本日提出 市長名でございます。

資金不足比率は、安曇野市水道事業会計、安曇野市下水道事業会計とも、算定されませんでした。

なお、備考欄の数値は事業規模でございます。

令和元年度安曇野市水道事業会計継続費の精算について

令和元年度安曇野市水道事業会計継続費の精算について、令和元年度に継続年度が終了したため、地方公営企業法施行令第 18 条の 2 第 2 項の規定により、別紙のとおり報告する。

本日提出 市長名でございます。

次のページの表をお願いいたします。

1 款 1 項 主要管路耐震化事業、最下段の全体計画の年割額の計 3 億 6,246 万 2 千円に対し、実績の支払義務発生額の計 3 億 710 万 9,400 円で年割額と支払義務発生額との差は 5,535 万 2,600 円となりました。

差額の主な発生理由につきましては、豊科地区主要管路整備において、真々部配水場内の第 2 水源系送水管の耐震化を予定していましたが、場内には他水源からの導・送水管及び配水管が埋設され管が密集しており、工事を行うに当たって大変高度な技術及び事前の綿密な調査が必要であることが分かり、配水場内の工事を取り止め、事業を縮小したためであります。なお先送りした配水場内の導・送水管及び配水管の耐震化工事については、現在耐震工事をすべく事前の調査・準備等を行っております。

議案第 67 号

安曇野市個人情報保護条例について、ご説明いたします。

個人情報保護関係の法律改正をふまえ、現行の条例を全体的に見直し、全部改正を行うものでございます。

主な改正内容は以下の通りです。

- 1) 個人情報の範囲を生存する個人に限ること。
- 2) 定義規定につき、「公文書」を法に準じたものに見直すとともに、「個人識別符号」、「要配慮個人情報」を追加すること。
- 3) 罰則を設けること。
- 4) 個人情報該当性の判断に係る他の情報と照合につき、明確な規定とすること。
- 5) 個人情報ファイルの保有につき、要配慮個人情報の有無を記載し公表すること。
- 6) 利用及び提供の制限、開示等の手続、不開示情報について、法の規定に準じたものとするもの。
- 7) 開示等の適正な請求、開示請求の期間の見直し、あらかじめ定める文書に係る口頭による閲覧請求の制度について、独自の規定を設けるもの。

附則でございます。

令和3年4月1日からの施行にあわせまして、経過措置を定めるとともに、本条例を引用する条例の改正を行うものでございます。

本日提出、市長名であります。

議案第 68 号

安曇野市情報公開条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

今回の改正は、個人情報保護条例の改正に伴い、公文書の定義、開示の適正な請求、開示請求の期間の見直し、不開示情報について改正を行うものでございます。

その他、目的規定の見直しを行うとともに、情報提供施策の充実の規定を設けるものでございます。

附則でございます。

令和 3 年 4 月 1 日からの施行にあわせまして、経過措置を定めるとともに、本条例を引用する条例の改正を行うものでございます。

本日提出、市長名であります。

議案第 69 号

安曇野市情報公開・個人情報保護審査会条例について、ご説明いたします。

個人情報保護条例及び情報公開条例の見直しに伴い、当該審査会の規定について、独立した例規とするものでございます。

附則でございます。

令和 3 年 4 月 1 日からの施行にあわせまして、経過措置を定めるものでございます。

本日提出、市長名であります。

議案第 70 号

安曇野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

安曇野市消防団は、平成 17 年 10 月の発足後は、大きな組織改編もなく、団員の定数は旧町村の団員数を基準として定められておりますが、近年の少子高齢化、就業構造の変化等に伴いまして、消防団員の確保が困難となり、減少の一途をたどっているほか、被雇用者の消防団員が約 87%を占めている現状から、平成 30 年 8 月に「消防団組織と消防団員定数等の見直しについて」市長から安曇野市消防委員会へ諮問しました。

安曇野市消防委員会では 2 年にわたり 9 回の委員会が開催されまして、団員の定数につきましては、消防団が実施しました必要団員数調査の結果及び市の人口減少率から算出した団員数に基づき、1,000 人とすることが望ましいとし、令和 2 年 2 月に消防委員長から答申を受けました。

しかしながら、その後、令和 2 年 3 月の退団者に対して 4 月の入団者が 50 人以上少なかったことを受けまして、消防力の整備指針等を参考に、改めて消防団と協議を重ね、安曇野市の実情に即した適正規模の団員数による改正を行うものです。

改正内容をご説明いたします。

第 2 条に規定する団員の定数を 1,090 人から 140 人減の 950 人に改めます。

なお、令和 3 年度予算に係る消防団員等公務災害補償及び退職報償金の掛金については、前年度の 10 月 1 日現在における条例で定める定員に乗じて得た額とされていきますので、それに合わせ 10 月 1 日から施行するものでございます。

本日提出、市長名です。

議案第 71 号

安曇野市手数料条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

安曇野市手数料条例別表第 9 項におきまして、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に関する事務を掲げておりますが、このうち、「法第 7 条の規定に基づく通知カードの再交付」について、法改正により、「通知カード」が令和 2 年 5 月 25 日をもって廃止され、再交付が行われなくなったことから、当該事務に係る手数料の規定を削るものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行する。

本日提出、市長名でございます。

議案第 72 号

安曇野市保育に関する審議会設置条例を廃止する条例について、ご説明いたします。

本条例は、合併時に旧豊科町にて設置されていたものを引き継いだものですが、平成 26 年 3 月に「子ども・子育て支援法第 77 条第 3 項に基づく「安曇野市子ども・子育て会議条例」が制定され、その会議で同法第 77 条第 1 項各号に掲げる事項を処理しており、その内容に本条例で審議する事項も含まれていることから、今回付属機関の整理、スリム化を図る観点で見直しをし、本条例の廃止をするものであります。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行する。

本日提出 市長名であります。

議案第 73 号

安曇野市かじかの里公園の設置及び管理に関する条例についてご説明申し上げます。

まず、条例設置の目的及び制定理由であります。

「かじかの里公園」は、かつて市内の河川で生息した「かじか」を復活することにより、住民の水質向上意識の醸成と河川美化を目的に、旧穂高町が昭和 61 年に国の「村おこしモデル事業」を活用し造られた公園で、平成元年には、かじかの人工養殖に成功し、毎年約 3 万尾の稚魚を穂高川に放流してきました。

その後、下水道の普及等も相まって、水質向上に対する市民意識の向上、河川美化という目的は概ね達成されたことから、養殖事業については中止し、最近は、キャンプ場や水遊びなど、大勢の市民の皆様の憩いの場として、また、キャンプなど市外の方も多く利用され、観光振興に寄与する公園となっております。

現在は「安曇野市公園条例」の一つの公園として、位置づけておりますが、再程も申し上げましたとおり、公園利用者は、市外の皆様も多数利用され、ここを拠点として、市内観光に出かける皆様も増えていることから、他の公園と設置目的が異なっていること、キャンプ場の使用料等、ほかの規程によらずに料金をいただくことなどから、他の公園と切り離し、新たに条例を設置するものであります。

条例の内容につきましては、第 1 条で地域の活性化と観光振興を設置の目的とし、第 3 条では禁止行為、第 4 条ではキャンプ場の利用期間、第 7 条・8 条はキャンプ場等の使用料と使用料減免等について規定しております。

また、第 12 条から第 15 条では、公園の維持管理に指定管理者制度を導入するため、その業務内容等について規定しております。

指定管理者制度の導入につきましては、受付スタッフの配置により予約による利用が可能となることや、指定管理者の創意工夫、例えばキャンプ用品等のレンタル、イベントの企画などにより、利用者満足度と集客力向上につなげ、観光振興の拠点として充実を図っていくため、制度の導入をしていきたいと考えております。

附則の 1、この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。附則の 2、安曇野市公園条例から「かじかの里公園」を削除し、同公園条例の字句等の整理を行う。附則 4 として、指定管理者の指定等に必要手続きは、条例施行の前にできるものとしております。

本日提出、市長名でございます。

議案第 74 号

安曇野市都市公園条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

安曇野市総合体育館の令和 3 年度供用開始に伴い、利用者の利便性の向上、公園全体のさらなる活用等を考え、体育館を含む豊科南部総合公園を指定管理者による管理を行うこととするため、所要の条例事項を規定するものであります。

今回の改正の趣旨としましては、安曇野市総合体育館を、豊科南部総合公園の有料公園施設として位置付ける条文の追加、指定管理者による管理を行うことができる旨の条文の追加、指定管理者に管理を行わせる場合の利用料金及び諸規定について、議会の議決を求めるものです。

改正内容としましては、次のとおりです。

- ・ 第 8 条の 2 施設利用の際の遵守事項について、条例で規定する内容のため、都市公園条例施行規則から移動して、第 3 項を加えます。
- ・ 第 18 条 有料公園施設（碌山公園を除く）の管理及び利用の許可等について、体育施設条例を準用する際の読替えのため、第 2 項を加えます。
- ・ 現在の第 19 条 第 24 条にします。
- ・ 現在の第 20 条 第 25 条にします。
- ・ 現在の第 21 条 第 26 条にします。
- ・ 現在の第 22 条 第 27 条にします。
- ・ 第 19 条 豊科南部総合公園の管理を指定管理者に行わせることができる旨を加えます。
- ・ 第 20 条 指定管理者の行う業務を加えます。
- ・ 第 21 条 利用料金について加えます。
- ・ 第 22 条 指定管理者による許可の取り消し等を加えます。
- ・ 第 23 条 豊科南部総合公園の管理を指定管理者に行わせる場合の読替規定の条文を加えます。
- ・ 別表第 2 豊科南部総合公園の項を改め、安曇野市総合体育館を有料公園施設として加えます。
- ・ 別表第 5 3 豊科南部総合公園施設使用料を改め、8 月 26 日の全員協議会においてご説明させていただいた「公の施設の使用料のあり方」に基づいて算定した、安曇野市総合体育館の料金表を加えます。

- ・ 附則 1 施行期日 体育館の供用開始日が確定していないため、今後規則で定める日から施行するものとします。
 - 2 準備行為 指定管理者の指定等に必要手続きは条例施行の前にできるものとします。

本日提出 市長名 でございます。

以上であります。

議案第 75 号

令和 2 年度 安曇野市一般会計補正予算（第 4 号）について

（補正予算の要旨）

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策により、速やかに実施が必要となる事業や、現時点での予算執行状況を的確に分析し、令和 2 年度の後期に必要な経費を積算した上で、予算の過不足が生じることが予測される経費等について、補正予算を編成したものであります。

議案書によりご説明いたします。

（提出議案の説明）

令和 2 年度 安曇野市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 億 800 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 548 億 7,800 万円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

款及び主な項の金額や、主な増減要素につきましては、（後ほど）2 ページからの第 1 表に沿ってご説明いたします。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

今回の補正では、債務負担行為の追加をするものでありますが、（後ほど）5 ページの第 2 表でご説明いたします。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更、廃止は、「第 3 表 地方債補正」による。

今回の補正では、地方債の変更及び廃止をするものでありますが、（後ほど）6 ページの第 3 表でご説明いたします。

本日提出 市長名であります。

[説明事項]

それでは、2ページをお願いします。予算額の増減につきましてその主な内容を第1表 歳入歳出予算補正でご説明いたします。

(事項別明細書は12ページ)

まず歳入であります。

10款 地方特例交付金 1項 地方特例交付金は、1,843万1千円の増額です。

「個人住民税減収補填特例交付金」、「自動車税減収補填特例交付金」、「軽自動車税減収補填特例交付金」の交付額決定によるものです。

11款 地方交付税 1項 地方交付税は、6億1,275万5千円の増額です。

「普通交付税」の交付額決定によるものです。

13款 分担金及び負担金 2項 負担金は、7千円の増額です。

「突発長時間保育料滞納繰越金」によるものです。

14款 使用料及び手数料 1項 使用料は、48万5千円の減額です。

堀金支所内の自動販売機設置使用料の契約額が確定したことによる「公共施設目的外使用料(堀金支所)」(45万9千円)の減額などが主なものです。

(事項別明細書は14ページ)

15款 国庫支出金 は、1億1,010万4千円の増額です。

主な項目としては、

2項 国庫補助金で、9,563万7千円の増額です。

国の第1次補正予算分として交付される「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」(3億4,884万2千円)の増額計上などが主なものです。

(事項別明細書は16ページ)

16款 県支出金 は、6,133万2千円の減額です。

主な項目としては、

2項 県補助金で、6,578万1千円の減額です。

新型コロナウイルス感染拡大の影響から、市内事業者が実施するワサビ加工施設の建設計画が延期となったことによる「6次産業化交付金」(7,410万円)の減額などが主なものです。

17 款 財産収入 は、238 万 9 千円の増額です。

(事項別明細書は、18 ページ)

主な項目としては、

2 項 財産売払収入で、222 万 7 千円の増額です。

主要地方道塩尻鍋割穂高線の県による道路改良に伴うものです。

18 款 寄附金 1 項 寄附金は、80 万 9 千円の増額です。

4 月 1 日から 7 月 1 日までの間、本市へ寄附頂いた「指定寄附金」です。

19 款 繰入金 2 項 基金繰入金は、2 億 9,618 万 5 千円の減額です。

財源調整のため、財政調整基金繰入 (2 億 5,945 万 2 千円) の取止めなどが主なものです。

20 款 繰越金 1 項 繰越金は、7 億 1,007 万 9 千円の増額です。

前年度決算に伴う余剰金の計上です。

(事項別明細書は 20 ページ)

21 款 諸収入 は、5,860 万円の減額です。

主な項目としては、

5 項 雑入で、5,869 万 8 千円の減額です。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う施設利用料の免除として、市の宿泊施設である【ほりでーゆ～四季の郷】の「ほりでーゆ～施設利用料」(5,653 万円) の減額や、【ファインビュー室山】の「農林漁業体験実習館利用料」(2,061 万円) の減額などが主なものです。

22 款 市債 1 項 市債は、3 億 2,997 万 2 千円の減額です。

将来負担となる地方債発行残高を抑えるため、衛生債に係る借換債

(5 億 9,420 万円) の発行を取止めるものなどが減額の主なものとなります。

以上が歳入の概要です。

つづきまして、3 ページをお願いします。歳出であります。

事項別明細書は 22 ページからであります。

主なものに限り説明します。

1 款 議会費 1 項 議会費は、502 万 8 千円の減額です。

議員共済給付費負担金の負担金率確定などによる減額が主なものです。

(事項別明細書は 24 ページ)

2 款 総務費 は、5 億 5,845 万 3 千円の増額です。

主な項目としては、

1 項 総務管理費で、4 億 3,558 万 6 千円の増額です。

(事項別明細書は 26 ページ)

繰越金額の確定に伴う財政調整基金への積立金などによる「基金積立金」(3 億 9,014 万 4 千円) の増額が主なものです。

(事項別明細書は 36 ページ)

3 款 民生費 は、1 億 710 万 3 千円の増額です。

主な項目としては、

1 項 社会福祉費で、6,586 万 8 千円の増額です。

昨年度実施したプレミアム付商品券事業が確定したことにより、精算で必要な国庫補助金の返還金など「社会福祉総務費」(3,360 万 5 千円) の増額が主なものです。

(事項別明細書は 44 ページ)

4 款 衛生費 は、1,419 万 5 千円の増額です。

主な項目としては、

1 項 保健衛生費で、1,394 万 7 千円の増額です。

豊科及び穂高保健センターの貸館業務で必要となる新型コロナウイルス感染症対策用品の購入など「保健衛生総務費」(670 万 7 千円) の増額が主なものです。

(事項別明細書は 48 ページ)

5 款 労働費 1 項 労働費は、25 万 8 千円の増額です。

今年度、解体を予定している穂高勤労者福祉センターの粗大ごみ処理の委託費です。

(事項別明細書は 50 ページ)

6 款 農林水産業費 は、1 億 411 万 9 千円の減額です。

主な項目としては、

1 項 農業費で、1 億 4,878 万 2 千円の減額です。

新型コロナウイルス感染拡大の影響から、市内事業者が実施するワサビ加工施設の建設計画が延期となったことによる 6 次産業化交付金の減により「消費拡大対策事業」(7,410 万円) の減額が主なものです。

(事項別明細書は 58 ページ)

7 款 商工費 1 項 商工費は、5,988 万 3 千円の増額です。

企業等支援助成事業での地域経済牽引企業工場用地取得における補助金の計上など「工業振興事業」(5,176 万 7 千円) の増額が主なものです。

(事項別明細書は 62 ページ)

8 款 土木費 は、2,367 万 1 千円の増額です。

主な項目としては、

2 項 道路橋梁費で、1,200 万円の増額です。

橋梁点検及び橋梁修繕に対する国庫補助金の対象事業費増による工事費等の増額として「社会資本整備総合交付金事業」(1,200 万円) の増額が主なものです。

(事項別明細書は 66 ページ)

9 款 消防費 1 項 消防費は、1,194 万 8 千円の増額です。

新型コロナウイルス感染症対策として、自然災害などにより避難所が設置された場合における感染症対策用品の整備など「災害対策費」(1,372 万 8 千円) の増額が主なものです。

(事項別明細書は 68 ページ)

10 款 教育費 は、4,163 万 6 千円の増額です。

主な項目としては、

1 項 教育総務費で、3,190 万 2 千円の増額です。

新型コロナウイルス感染症対策用品を市内の小中学校に配布するなど「事務局費」(3,088 万 6 千円) の増額が主なものです。

(事項別明細書は 82 ページ)

12 款 公債費 1 項 公債費は、借換債の取止めによる財源変更を行うものです。

以上が歳出の概要です。

つづきまして、一般会計全体における職員給与関係の補正内容についての説明です。
予算書 84 ページの給与費明細書をご覧ください。

特別職については、議員共済給付費負担金の負担金率確定などにより、共済費（
252 万 8 千円）の減額となります。

つづいて一般職ですが、4 月 1 日の人事異動による確定などにより、職員数 1 名の
減となっております。

補正額は、報酬が 95 万 8 千円の減額、
給料が 1,940 万円の減額

職員手当が 1,130 万 8 千円の増額

共済費が 660 万円の増額です。

合計では、245 万円の減額です。

それでは、議案の 5 ページの第 2 表をご覧ください。

債務負担行為補正です。

7 事業を追加設定するものです。

本庁舎の管理業務委託に関する「本庁舎総合管理業務」や、豊科社会就労センターなど、指定管理に係るものが 5 件、地域経済牽引企業の工場用地取得に対する補助金交付に関する「地域経済牽引企業工場用地取得事業」について、債務負担行為を設定するものです。

つづきまして、6 ページの第 3 表をご覧ください。地方債補正であります。

始めに変更ですが、臨時財政対策債など 4 件について、市債の借入れ限度額の変更をお願いするものであります。

続いて廃止ですが、借換債（衛生債）の取止めを含む 2 件の廃止をお願いするものです。

以上により、市債の補正額は 3 億 2,997 万 2 千円の減額となり、補正後の発行予定額は 58 億 6,002 万 8 千円となります。

説明は以上です。

議案第 76 号

令和 2 年度 安曇野市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、ご説明申し上げます。

令和 2 年度 安曇野市の国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,532 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 98 億 9,543 万円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

本日提出 市長名であります。

議案書の 2 ページ

第 1 表 歳入歳出予算補正の、歳入からご説明いたします。

（事項別明細書は、10 ページからとなります。）

1 款 1 項の国民健康保険税は、1,938 万 8 千円の減で、新型コロナウイルス感染症の影響による保険税減免見込みによる減額であります。

3 款 国庫支出金 1 項の国庫補助金は、1,163 万 3 千円の増で、1 款 国民健康保険税の減額見込み分のうち、10 分の 6 を特例補助金として補助を受けるものでございます。

4 款 県支出金 1 項の県補助金は、775 万 5 千円の増で、同じく国民健康保険税の減額見込みのうち、10 分の 4 を特別調整交付金として交付を受けるものでございます。

6 款 繰入金 1 項の他会計繰入金は、103 万 8 千円の増で、事務費の補正増に伴う繰入金の増額であります。

7 款 1 項の繰越金は、6,428 万 6 千円の増で、令和元年度決算による前年度繰越金であります。

続きまして 議案書の 3 ページ、歳出であります。

(事項別明細書は、12 ページからとなります。)

1 款 総務費 1 項の総務管理費は、8 万 2 千円の増で、新型コロナウイルス感染症に係る事務費等を計上するものです。

3 款 国民健康保険事業費納付金 1 項 医療給付費分と、2 項 後期高齢者支援金等分及び 14 ページの 3 項 介護納付金分は、財源変更であります。

(事項別明細書は 14 ページとなります。)

4 款 保健事業費 2 項 特定健康診査等事業費は、956 千円の増、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、特定健診をすべて個別健診へ振替たことによる経費の増額であります。

5 款 1 項の 積立金は、基金への積立金で、3,300 万円の増であります。前年度繰越額の 1/2 以上を基金に積み立てるもので、現行予算との差額でございます。(前年度繰越金 6,428 万 6 千円)

(事項別明細書は 16 ページとなります。)

8 款 1 項の予備費は、3,128 万 6 千円の増額で、歳入歳出の予算調整によるものです。

議案第 76 号は、以上であります。

議案第 77 号

令和 2 年度 安曇野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、ご説明申し上げます。

令和 2 年度 安曇野市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,780 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 13 億 7,502 万 1 千円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

本日提出 市長名であります。

議案書の 2 ページ

第 1 表 歳入歳出予算補正の、歳入から説明いたします。

（事項別明細書は、10 ページからとなります。）

5 款 1 項の 繰越金は、2,780 万円の増額であります。

昨年度の出納整理期間中に収納した保険料は繰り越し、本年度に納付金として支払うこととなりますので、計上をするものであります。

続きまして 議案書の 3 ページ、歳出であります。

（事項別明細書は、12 ページからとなります。）

2 款 1 項の 後期高齢者医療広域連合納付金は、2,780 万円の増で、歳入で繰越金として見込んだ保険料を、広域連合へ納付するための増額であります。

議案第 77 号は、以上であります。

議案第 78 号

令和 2 年度 安曇野市介護保険特別会計 補正予算（第 2 号）についてご説明いたします。

令和 2 年度安曇野市の介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 3,382 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 95 億 9,835 万 5 千円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

本日提出 市長名であります。

議案書の 2 ページ、第 1 表 歳入歳出予算補正の 歳入からご説明いたします。

（事項別明細書は 10 ページからとなります。）

4 款 支払基金交付金 1 項 支払基金交付金 1,194 万 8 千円の増額で、介護給付費交付金の前年度精算による過年度分の追加交付であります。

5 款 県支出金 1 項 県負担金 1,902 万 8 千円の増額で、介護給付費負担金の前年度精算による過年度分の追加交付であります。

8 款 繰入金 補正額は 3,090 万 5 千円の減額であります。

1 項 一般会計繰入金 11 万円の増額で、システム改修に伴う増額と、令和元年度低所得者保険料軽減負担金の精算等によるものであります。

2 項 基金繰入金は 3,101 万 5 千円の減額で、県等から過年度分の負担金等の追加交付を受け、減額するものであります。

9 款 繰越金 1 項 繰越金は、1 億 3,375 万 4 千円の増額で、令和元年度決算による前年度の繰越金であります。

続きまして3ページの歳出となります。

(事項別明細書は12ページからとなります。)

1款 総務費 1項 総務管理費は23万9千円の増額で、令和3年度から施行される制度改正に向けたシステムの改修委託料の増額によるものでございます。

2款 保険給付費 1項 介護サービス等諸費は、前年度の介護給付費負担金、交付金等の精算金確定による財源振替であります。

5款 基金積立金 1項 基金積立金は8,807万6千円の増額で、令和元年度決算に伴う剰余金を基金に積み立てるものでございます。

(事項別明細書は14ページとなります。)

7款 諸支出金 1項 償還金及び還付加算金は、4,551万円の増額、令和元年度の介護給付費と地域支援事業の国庫負担金、県費等の精算により返還金を増額するものであります。

議案第76号から78号は以上でございます。

議案第 79 号から議案第 83 号の各山林財産区特別会計補正予算について、説明します。

今回の補正予算は、令和元年度の決算に基づく令和 2 年度の繰越金を調整し、これに基づく基金積立金を調整することが主な補正理由となります。

それでは議案第 79 号からお願いします。

議案第 79 号 令和 2 年度安曇野市上川手山林財産区特別会計補正予算 第 1 号

令和 2 年度安曇野市の上川手山林財産区特別会計補正予算 第 1 号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,319 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,901 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

本日、提出、市長名であります。

予算書により説明させていただきます。

2 ～ 3 ページをお願いします。

1 款 1 項 財産運用収入の補正は、歳出の基金積立金の増額に伴う基金利子 2 千円の増額です。

2 款 1 項繰越金は、前年度の決算によるもので、1,317 千円を増額します。

歳出 1 款 1 項 総務管理費の補正は、基金積立金及び基金利子積立金 1,319 千円を増額するものです。

次に議案第 80 号 令和 2 年度 安曇野市北の沢山林財産区特別会計補正予算第 1 号をお願いします。

令和 2 年度安曇野市の北の沢山林財産区特別会計補正予算第 1 号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 154 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,037 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

本日、提出、市長名であります。

予算書により説明させていただきます。

2 ～ 3 ページをお願いします。

歳入 1 款 1 項 財産収入の補正は、基金積立金の増額に伴う基金利子 5 千円の増額です。

2 款 1 項の繰越金は、前年度の決算によるもので、149 千円を増額するものです。

歳出 1 款 1 項 総務管理費の補正は、基金積立金及び基金利子積立金 154 千円を増額です。

次に議案第 81 号 令和 2 年度 安曇野市有明山林財産区特別会計 補正予算第 1 号をお願いします。

令和 2 年度 安曇野市の有明山林財産区特別会計補正予算 第 1 号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,198 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

本日、提出、市長名であります。

予算書により説明させていただきます。

2 ～ 3 ページをお願いします。

歳入 1 款 1 項 管理費分担金は、分担金の減少が見込まれるため、3 千円を減額するものです。

2 款 1 項 財産収入は基金利子の再算定による基金利子 7 千円の増額です。

3 款 1 項 繰越金は、前年度の決算によるもので、2 千円を増額します。

歳出 1 款 1 項総務管理費の補正は、基金積立金の減額及び基金利子積立金の増額により、6 千円を増額するものです。

次に議案第 82 号 令和 2 年度 安曇野市富士尾沢山林財産区特別会計 補正予算 第 1 号をお願いします。

令和 2 年度安曇野市の富士尾沢山林財産区特別会計補正予算 第 1 号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 10 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,011 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

本日、提出、市長名であります。

予算書により説明させていただきます。

2 ～ 3 ページをお願いします。

歳入 1 款 1 項 分担金は、管理費分担金の減額が見込まれるため、1 千円を減額します。

2 款 1 項財産運用収入は、基金利子の再算定による基金利子 1 千円の増額です。

3 款 1 項繰越金は前年度の決算によるもので、10 千円を減額します。

歳出 1 款 1 項 総務管理費の補正は、基金積立金の減額及び基金利子積立金の増額により、基金積立金 10 千円を減額するものです。

次に議案第 83 号 令和 2 年度 安曇野市穂高山林財産区特別会計 補正予算 第 1 号をお願いします。

令和 2 年度安曇野市の穂高山林財産区特別会計補正予算第 1 号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 75 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,017 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

本日、提出、市長名であります。

予算書により説明させていただきます。

2 ～ 3 ページをお願いします。

歳入 1 款 1 項 分担金は、管理費分担金の減額が見込まれるため、4 千円を減額します。

2 款 1 項財産運用収入は、基金利子の再算定による基金利子の増額 2 千円です。

3 款 1 項 繰越金は前年度の決算によるもので、73 千円を減額します。

歳出 1 款 1 項 総務管理費の補正は、基金積立金の減額及び基金利子積立金の増額により、75 千円を減額するものです。

以上です。

議案第 84 号

令和 2 年度安曇野市産業団地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）について説明を申し上げます。

令和 2 年度 安曇野市の 産業団地 造成事業 特別会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

本日提出、市長名でございます。

次のページをご覧ください。

歳入であります。令和元年度決算により繰越金が確定したことから、3 款繰越金を 128,000 円増額し 129,000 円に、2 款の一般会計からの繰入金を 128,000 円減額し 4,267,000 円とするものでございます。したがって、歳入歳出予算額の増減はございません。

議案第 85 号

令和 2 年度 安曇野市有明荘特別会計補正予算（第 1 号）について説明を申し上げます。

令和 2 年度 安曇野市の 有明荘特別会計 補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

本日提出、市長名でございます。

次ページをご覧ください。

歳入であります。令和元年度決算により繰越金が確定したことから、3 款繰越金を 7,000 円増額し 8,000 円にするとともに、2 款諸収入 362 万円を減額し、1 款一般会計から繰越金を差し引いた 361 万 3 千円を増額するものであります。

2 款諸収入の減額理由であります。この諸収入につきましては、指定管理者からの納付金であります。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、休業要請並びに感染症拡大防止のため山小屋の休業などにより 4 月～6 月の営業収入が全く無い状況にあります。

一方で県・市の協力金等の対象施設に該当せず、このままでは事業継続が難しい状況にありますので、本年度の納付金を全額減免し、本年度予定している事業を執行するために一般会計から繰り入れをするものであります。

したがいまして、歳入歳出予算額の増減はございません。以上であります。

議案第 86 号

令和元年度 安曇野市一般会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度安曇野市一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

本日提出、市長名でございます。

歳入からご説明をさせていただきます。決算書は、2 ページ、3 ページになります。事項別明細書は、10 ページ、11 ページからになります。なお、金額は 1 万円単位で、1 万円未満は切り捨てとし、主な内容について申し上げます。

1 款 市税です。歳入全体の 29.1% を占めておりまして、個人市民税が給与所得納税者の増加などにより、前年度より 1 億 402 万円増額、法人市民税が、特に製造業などの申告納税額の減少により、5,882 万円減額となりましたが、固定資産税は、新・増築家屋の増加や設備投資による償却資産の増加などにより、1 億 5,419 万円増額となりました。

市税全体では、収入済み額は 125 億 940 万円、前年度対比 1.9% 金額にしまして 2 億 3,434 万円の増額となりました。

2 款 地方譲与税は、収入済み額 4 億 9,075 万円で前年度対比 0.9%、461 万円増額となりました。

以後 少し飛びます。

6 款 地方消費税交付金は、収入済み額 17 億 1,227 万円で、前年度対比 -5.3% 9,535 万円の減額となりました。

8 款 自動車取得税交付金は、令和元年 10 月から自動車取得税が廃止となったことなどから、前年度対比 -40.9%、4,702 万円減額の 6,803 万円となりました。

9 款 環境性能割交付金は、自動車取得税交付金廃止に伴い新設されました。

10 款 地方特例交付金は、幼児教育・保育の利用料無償化に係る財源負担として、子ども・子育て支援臨時交付金が創設されたことなどから、前年度比較で 3 億 5,008 万円増額の 4 億 2,321 万円となりました。

11款 地方交付税は、旧合併特例事業債の繰り上げ償還などにより、前年度対比5.4%、5億6,896万円増額の110億3,513万円となりました。

13款 分担金及び負担金は、収入済み額4億8,254万円で、前年度対比-31.9%、2億2,632万円の減額となりました。

民生費負担金のうち、保育児童保育料が令和元年10月から幼児教育・保育の利用料が無償化されたことなどにより、1億6,698万円減額。また、土木費負担金では、道路復旧費原因者負担金が2,970万円減額などによるものです。

4ページ、5ページをお願いします。事項別明細書は、16ページ、17ページからになります。

15款 国庫支出金は、収入済み額42億1,147万円、前年度対比19.1%6億7,507万円の増額となりました。

民生費国庫補助金では、新規事業であるプレミアム付商品券事務費、事業費補助金併せて1億575万円増額、土木費国庫補助金では社会資本整備総合交付金が繰越明許分を併せて2億8,979万円増額。

教育費国庫補助金では、繰越明許分のブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金が1億3,359万円増額などによるものです。

16款 県支出金は、収入済み額22億5,526万円、前年度対比-4.2%9,843万円の減額となりました。

前年度事業であった、長野県地域医療介護総合確保基金事業(介護施設等整備分)補助金が、繰越明許分併せて1億4,183万円減額などによるものです。

17款 財産収入は、収入済み額8,666万円、前年度対比-50.7%、8,906万円の減額となりました。前年度における豊科デイサービスセンターの譲渡に係わる不動産売り払い収入の減額などによるものです。

18款 寄附金は、収入済み額9億8,512万円、前年度対比59.6%、3億6,798万円の増額となりました。指定寄附である「ふるさと寄附金」が3億6,908万円増額などによるものです。

19款 繰入金は、収入済み額13億6,766万円、前年度対比 56.6%
4億9,438万円の増額となりました。

ふるさと寄附基金繰入金が繰越明許分と合わせ、4億7,882万円増額などによるものです。

21款 諸収入は、収入済み額13億7,752万円、前年度対比 -2.2%
3,080万円の減額となりました。

明科南認定こども園建設事業の契約解除に伴う違約金が6,698万円増額となりましたが、新型コロナウイルス感染症などの影響により、ほりでーゆ～施設利用料や農林漁業体験実習館利用料などの減額によるものです。

22款 市債は、収入済み額47億809万円、前年度対比 5.6%
2億5,033万円の増額となりました。

臨時財政対策債が前年度より、2億4,856万円減額の12億4,119万円となりました。

民生債は、前年度における保育所建設関係の「旧合併特例事業債」や「施設整備事業債」に係わる借換債が、5億6,990万円減額となり、全体では4億6,850万円減額の7億6,700万円となりました。

衛生債は、穂高広域施設組合の新ごみ処理施設建設事業に係わる旧合併特例事業債が13億70万円で、前年度より12億9,410万円増額となり、全体では、12億4,060万円増額の15億7,980万円となりました。

また、土木債は、公共事業等債が都市公園事業などの減少により、8,190万円減額となりましたが、市道新設改良事業や体育施設整備事業など旧合併特例事業債が4億5,450万円増額となるなど、全体では、3億8,520万円増額の8億9,460万円となりました。

以上一般会計収入済み額の総額は、429億7,813万円、前年度より24億1,801万円増額、率にして6.0%増加いたしました。

不能欠損額は、4,578万円で、前年度より651万円減額となっております。

次に 収入未済額ですが4億9,962万円で、前年度と比較しますと4,760万円減額となっております。

つづきまして、6ページ 7ページになります。歳出でございます。事項別明細書は、54ページ 55ページからになります。

1款 議会費は、支出済み額2億3,639万円で、前年度対比-2.3%、556万円の減額でございます。

2款 総務費は、支出済み額54億8,368万円で、前年度対比6.0% 3億886万円の増額でございます。

ふるさと寄附基金積立金が4億7,016万円増額、ふるさと寄附返礼品が1億636万円増額となりましたが、財政調整基金をはじめとする財政4基金積立金が、4億1,370万円減額などによるものです。

3款 民生費は、支出済み額131億2,347万円で、前年度対比2.0% 2億5,821万円の増額でございます。

新規事業のプレミアム付商品券事業が8,844万円増額。また、子どものための教育・保育給付費負担金6,208万円増額、ハード事業では、明科南認定こども園建設事業工事請負費2億3,804万円増額となりましたが、たつみ認定こども園建設事業工事請負費2億7,627万円減額 などによるものです。

翌年度繰越額は、3,577万円うち 繰越明許が1,626万円、事故繰越が1,951万円で、内訳は、繰越明許が1項 社会福祉費の社会福祉総務費でございます。事故繰越は2項 児童福祉費の公立認定こども園整備費でございます。

4款 衛生費は、支出済み額38億4,287万円で、前年度対比 54.8% 13億6,021万円の増額でございます。

穂高広域施設組合新ごみ処理施設建設事業負担金が、14億553万円増額などによるものです。

5款 労働費は、前年度とほぼ同額でございます。

6款 農林水産業費は、支出済み額16億484万円で、前年度対比-5.8% 9,959万円の減額でございます。農業交流促進費のうち、安曇野の里改修事業782万円減額、ファインビュー室山改修事業827万円減額、さらに、ほりでーゆ〜改修事業では、基金積立金をはじめとする事業費6,536万円減額などによるものです。

翌年度繰越額は、事故繰越 6 2 7 万円で、3 項耕地費の市単土地改良事業でございます。

7 款 商工費は、支出済み額 1 6 億 8 4 6 万円で、前年度対比 - 1 2 . 9 % 2 億 3 , 7 6 0 万円の減額でございます。

前年度終了の事業である、しゃくなげの湯周辺整備事業が、繰越明許分も合わせ 1 億 5 , 3 9 4 万円減額、また、企業助成事業が 4 , 7 2 6 万円減額などによるものです。

8 款 土木費は、支出済み額 5 4 億 8 4 万円で前年度対比 6 . 4 %、3 億 2 , 3 3 3 万円の増額でございます。街路整備事業工事請負費 6 , 6 5 9 万円増額、都市再生整備計画事業 明科駅周辺 補償金が 1 億 4 , 4 8 7 万円増額、さらに新総合体育館建設事業工事請負費が 6 億 9 , 8 8 2 万円増額。一方、前年度終了の三郷文化公園大規模改修事業工事請負費 3 億 8 , 5 6 0 万円減額などによるものです。

翌年度繰越額は、1 億 5 , 5 4 3 万円うち 繰越明許が 1 億 4 , 6 3 9 万円、事故繰越が 9 0 3 万円で内訳は、繰越明許が 2 項 道路橋梁費の除雪対策費 2 , 2 5 5 万円と 4 項 都市計画費の都市再生整備計画事業（都市整備分）1 億 2 , 3 8 4 万円でございます。

事故繰越は、4 項 都市計画費の新総合体育館建設事業でございます。

8 ページ、9 ページをお願いします。事項別明細書は 1 8 6、1 8 7 ページからです。

9 款 消防費は、支出済み額 1 4 億 6 , 5 0 9 万円で 前年度対比 5 . 3 % 7 , 4 0 9 万円の増額でございます。松本広域連合市町村負担金 常備消防分が 7 , 5 3 5 万円の増額などによるものです。

1 0 款 教育費は、支出済み額 3 9 億 9 , 9 0 3 万円で、前年度対比 1 4 . 1 % 4 億 9 , 3 4 5 万円の増額でございます。

穂高南小学校施設改修事業 工事請負費が 1 億 3 , 2 1 0 万円増額、繰越明許の小学校冷房設備等整備事業 工事請負費が 6 億 9 , 7 7 6 万円増額、前年度終了の穂高西中学校施設改修事業 工事請負費 1 億 5 4 万円減額、公式スポーツ施設整備基金積立金及び利子積立が 9 , 9 8 1 万円減額などによるものです。

翌年度繰越額は、5億7,706万円うち 繰越明許が5億7,178万円、事故繰越が528万円で、内訳は 事故繰越は2項小学校費の小学校施設維持修繕事業でございます。また、繰越明許は3項中学校費の中学校冷房設備等整備事業でございます。

11款 災害復旧費は、支出済み額6,421万円で前年度対比 -52.4% 7,077万円の減額でございます。

台風19号による倒木処理業務委託料及び道路災害復旧事業工事請負費が2,025万円増額となりましたが、林道災害復旧事業が3,338万円減額、また 耕地施設災害復旧事業工事請負費及び設計監理委託料が2,739万円減額、繰越明許分が3,813万円減額などによるものです。

12款 公債費は、支出済み額52億7,685万円で、前年度対比 -0.5% 2,758万円の減額となりました。

13款 予備費は ゼロでございます。

以上 歳出の支出済み額合計は、421億6,641万円、前年度対比6.0% 23億7,709万円の増額でございます。翌年度繰越額の合計は、7億7,453万円でございます。

最後に 239ページをお開きください。実質収支に関する調書についてご説明いたします。

歳入総額429億7,813万円、歳出総額421億6,641万2千円、歳入歳出差引額8億1,171万8千円、歳入歳出差引額から翌年度へ繰越すべき財源であります繰越明許費繰越額3,853万4千円と、事故繰越し繰越額1,310万5千円を合計しました5,163万9千円を差し引いた実質収支額は、7億6,007万9千円の黒字決算となっております。

以上で説明を終わります

議案第 87 号

「令和元年度 安曇野市国民健康保険特別会計 歳入歳出決算の認定について」
地方自治法 第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度安曇野市国民健康保険特別
会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

本日提出 市長名でございます。

はじめに、歳入であります。決算書は 242 ページ、事項別明細書は、246 ページか
らとなります。

なお、金額につきましては議案第 87～89 号、いずれも収入済額及び支出済額を万
円単位、1 万円未満切り捨てで、主な内容について申し上げます。

1 款 国民健康保険税は、収入済額 20 億 1,716 万円で、不納欠損額は 2,554 万円、
収入未済額は 2 億 4,334 万円であります。

2 款 使用料及び手数料 1 項の手数料は、120 万で、督促手数料であります。

3 款 県支出金 1 項の県補助金は、70 億 2,936 万円で、主な内訳は、医療費等の
支払いに対する普通交付金が 69 億 2,154 万円、保険者努力支援分が 4,898 万円
などであります。

4 款 財産収入は、147 万円で、基金積立金利子であります。

(248 ページとなります。)

5 款 繰入金は、9 億 8,757 万円であります。

主な内訳は、1 項の他会計繰入金が、6 億 5,757 万円で、一般会計からの繰入
金であります。

2 項の基金繰入金は、3 億 3,000 万円であります。

6 款 繰越金は、9,275 万円であります。

7 款 諸収入は、1 億 493 万円あります。主な内訳は、

1 項の 延滞金及び過料が、1,167 万円で、保険税の延滞金であります。

4 項の 受託事業収入は 1,455 万円、後期高齢者健診に対する広域連合か
らの受託料であります。

6 項の 雑入が、7,452 万円、交通事故などに伴う、第三者行為納付金や被保険
者からの返納金、療養給付費の前年度精算に伴う返還金であります。

8 款 国庫支出金は、32 万円で、システム整備等に対する補助金であります。

以上によりまして、歳入合計は、収入済額で 102 億 3,479 万 3,083 円でございます。

続きまして、決算書 244 ページの 歳出となります。事項別明細書は、252 ページからとなります。

1 款 総務費は、支出済額 3,327 万円、主なものは

1 項の 総務管理費は、2,357 万円で、事務的経費としての一般管理費と、県の国保連合会への負担金でございます。

(254 ページとなります。)

2 款 保険給付費は、69 億 7,213 万円であります。

1 項の 療養諸費は、60 億 4,973 万円で、医療費の保険者負担分として、療養給付費や柔道整復などの療養費、そして審査支払手数料となっております。

2 項の 高額療養費は、8 億 7,199 万円であります。

(256 ページとなります。)

4 項の 出産育児諸費は、2,722 万円で、出産育児一時金 65 件分となっております。

6 項の 精神諸費は、1,973 万円で、障害者総合支援法による精神通院医療の受給者の自己負担分の補助でございます。

3 款 国民健康保険事業費納付金は、28 億 5,725 万円であります。

県の国民健康保険事業に要する費用に充てるため、納付するものでございます。

(260 ページとなります。)

4 款 保健事業費は、1 億 8,088 万円あります。

1 項の保健事業費が 1,065 万円で、医療費通知経費、健康ポイント券配布 経費などあります。

2 項の特定健康診査等事業費は、1 億 7,023 万円で、特定健診の委託料と 人間ドックの補助が主なものとなっております。

5 款 積立金は、4,847 万円で、国民健康保険支払準備基金への積み立てであります。

(262 ページとなります。)

7 款 諸支出金は、7,448 万円あります。

主なものは、保険税の還付金及び加算金、療養給付費償還金であります。

(264 ページとなります。)

以上によりまして、歳出合計は、支出済額 101 億 6,650 万 6,099 円でございます。

続きまして、267 ページの「実質収支に関する調書」となります。千円単位となりますが、歳入総額が 102 億 3,479 万 3 千円、歳出総額が 101 億 6,650 万 6 千円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は、6,828 万 6 千円となりまして、翌年度に繰り越すこととなります。

議案第 87 号は 以上でございます。

議案第 88 号

「令和元年度 安曇野市後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算の認定について」
地方自治法 第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度安曇野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

本日提出 市長名でございます。

はじめに、歳入であります。決算書は 270 ページ、事項別明細書は、274 ページからとなります。

1 款 後期高齢者医療保険料の収入済額は、9 億 3,650 万円、不納欠損額は 57 万円、収入未済額が、383 万円であります。

2 款 使用料及び手数料 1 項 手数料は、12 万円で、督促手数料であります。

3 款 繰入金は 2 億 7,375 万円、一般会計からの繰入であります。
主なものは、保険基盤安定繰入金、2 億 4,084 万円であります。

4 款 繰越金は、2,537 万円であります。

5 款 諸収入は、47 万円、主なものは、延滞金及び保険料還付金であります。

以上によりまして、歳入合計は収入済額で、12 億 3,623 万 9,268 円でございます。

続きまして、決算書 272 ページの歳出となります。事項別明細書は 276 ページとなります。

1 款 総務費は、支出済額 430 万円、一般管理費や保険料の徴収に係る事務的経費であります。

2 款 後期高齢者医療広域連合納付金は、12 億 352 万円。
保険料及び事務費、基盤安定に係る負担金であります。

3 款 諸支出金は 46 万円、主なものは、保険料の還付金と、その加算金であります。

(278 ページとなります。)

以上によりまして、歳出合計の支出済額は、12 億 829 万 7,125 円でございます。

続きまして、281 ページの実質収支に関する調書となります。千円単位となりますが、歳入総額が 12 億 3,623 万 9 千円、歳出総額が 12 億 829 万 7 千円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は、2,794 万 2 千円であります。

議案第 88 号は 以上でございます。

議案第 89 号

「令和元年度 安曇野市介護保険特別会計 歳入歳出決算の認定について」地方自治法 第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度安曇野市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

本日提出市長名でございます。

はじめに歳入からご説明いたします。

決算書は 284 ページ、事項別明細書は、288 ページからとなります。

1 款 介護保険料は、収入済額 20 億 8,234 万円、不納欠損額は 134 万円、収入未済額は 1,481 万円であります。

2 款 使用料及び手数料は、収入済額 32 万円であります。

3 款 国庫支出金は、21 億 3,425 万円であります。主なものは介護給付に対する国庫負担金が、15 億 6,832 万円のほか、国庫補助金が 5 億 6,592 万円、高齢化率等を考慮して交付される調整交付金などがございます。

4 款 支払基金交付金は、23 億 5,700 万円、2 号被保険者の保険料であります。

(290 ページの)

5 款 県支出金は、12 億 5,289 万円、1 項の介護給付費に対する県負担金が 11 億 9,453 万円、2 項県補助金は 5,835 万円で、地域支援事業交付金であります。

6 款 サービス収入は、1,929 万円、介護予防サービス計画費収入であります。

7 款 財産収入は、131 万円、支払い準備基金積立金の利子であります。

8 款 繰入金は、12 億 5,073 万円、一般会計からの繰入金であります。

(292 ページをお願いします。)

9 款 繰越金は、2 億 1,240 万円、前年度からの繰越金であります。

10 款 諸収入は、94 万円、第 3 者納入金などであります。

以上によりまして、歳入合計は、収入済額で 93 億 1,151 万 9,729 円でございます。

続きまして、決算書の 286 ページ、歳出をご説明いたします。事項別明細書は 294 ページからとなります。

1 款 総務費は、支出済額 1 億 8 万円であります。

主なものは 1 項総務管理費のほか、3 項 介護認定審査会費は、認定調査員の賃金及び、松本広域連合認定審査会への負担金等で 8,349 万円となっております。

(296 ページとなります。)

2 款 保険給付費は、84 億 1,383 万円であります。

主なものは

1 項 介護サービス等諸費が、79 億 6,714 万円あります。

そのほか、

3 項 高額介護サービス等費が、1 億 6,757 万円、

4 項 特定入所者介護サービス等費が、2 億 4,714 万円、これは施設入所者への低所得者対策として、食費等の負担限度額を超えた分を施設に対して給付したものでございます。

5 項 高額医療合算介護サービス等費が、2,384 万円あります。

(298 ページにわたります。)

3 款 地域支援事業は、4 億 2,135 万円あります。

1 項 介護予防事業は、1,586 万円、一般介護予防事業における委託料等でありま
す。

2 項 包括的支援事業・任意事業費は、9,046 万円、地域包括支援センターで行わ
れる事業や地域包括ケア推進事業等でございます。

(300 ページ)

3項 介護予防・日常生活支援総合事業は、3億1,321万円、総合事業に関する介護予防生活支援サービス事業の負担金等でございます。

(302ページとなります)

4款 介護サービス事業費は、1,741万円、要支援者のケアプラン作成委託料等があります。

5款 基金積立金は、1億2,814万円でございます。

6款 公債費の支出額はございません。

(304ページにわたります。)

7款 諸支出金は、8,609万円、償還金及び還付加算金で、国庫負担金等を翌年度精算して超過交付分を返還したものなどがあります。

以上によりまして、歳出合計は、支出済額で91億6,693万3,691円でございます。

続きまして307ページの「実質収支に関する調書」となります。千円単位となりますが、

歳入総額が93億1,151万9,000円、歳出総額が91億6,693万3,000円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は1億4,458万6,000円となり、翌年度に繰り越すこととなります。

議案第87号から89号の説明は以上でございます。

山林財産区特別会計 5 件について、説明をさせていただきます。

議案第 90 号 令和元年度 安曇野市上川手山林財産区
特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度上川手山林財産区特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

本日提出、市長名です。

決算書 310～311 ページをお願いいたします。

歳入 1 款 1 項 財産運用収入の収入済額は 1,788,018 円で、土地貸付収入及び基金利子となります。

1 款 2 項 財産売払収入の収入済額は 456,502 円で、立木等売払収入になります。

2 款 1 項 基金繰入金の収入済額は、418,000 円です。

3 款 1 項 繰越金の収入済額は、628,801 円です。

歳入合計は、収入済額 2,831,819 円となります。

続きまして、歳出を説明いたします。決算書の 312～313 ページをご覧ください。

1 款 1 項 総務管理費は、支出済額 608,716 円で、管理会の委員報酬、事務事業委託料、基金積立金等であります。

2 款 1 項 林業費は、支出済額 648,018 円で、造林に係る負担金です。

歳出合計は、支出済額 1,256,734 円であります。

続いて、318～319 ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は、1,575,085 円となりました。

なお、繰越等はございません。

次に議案第 91 号 令和元年度 安曇野市北の沢山林財産区
特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度 北の沢山林財産区特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

本日提出、市長名です。

決算書 322～323 ページをお願いいたします。

まず、歳入から説明いたします。

1 款 1 項 財産運用収入の収入済額は 1,986,183 円で、土地貸付収入及び基金利子となります。

4 款 1 項 繰越金は 870,228 円です。

歳入合計は、収入済額 2,856,411 円であります。

続きまして、歳出を説明いたします。決算書の 324～325 ページをご覧ください。

1 款 1 項 総務管理費は、支出済額 1,856,700 円で、管理会の委員報酬、基金積立金等であります。

歳出合計は、支出済額 1,856,700 円であります。

続いて、330～331 ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は、999,711 円となります。

なお、繰越等はございません。

議案第 92 号 令和元年度 安曇野市有明山林財産区
特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度 有明山林財産区特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

本日提出、市長名です。

決算書 334～335 ページをお願いいたします。

まず、歳入から説明いたします。

1 款 1 項 分担金の収入済額は 238,500 円で、管理費分担金です。

2 款 1 項 財産運用収入は 2,576,078 円で、基金利子及び土地貸付収入になります。

4 款 1 項 繰越金は 1,072,385 円です。

歳入合計は、収入済額 3,866,963 円であります。

続きまして、歳出を説明いたします。決算書の 336～337 ページをご覧ください。

1 款 1 項 総務管理費は、支出済額 2,984,906 円で、管理会の委員報酬、旅費、保険料、基金積立金等であります。

歳出合計は、支出済額 2,984,906 円であります。

続いて、342～343 ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は、902,057 円となりました。

なお、繰越等はございません。

議案第 93 号 令和元年度 安曇野市富士尾沢山林財産区
特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度富士尾沢山林財産区特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

本日提出、市長名です。

決算書 346～347 ページをお願いいたします。

歳入から説明いたします。

1 款 1 項 分担金の収入済額は 315,200 円で、管理費分担金です。

2 款 1 項 財産運用収入は 7,034 円で、基金利子になります。

4 款 1 項 繰越金は 921,614 円です。

歳入合計は、収入済 1,243,848 円であります。

続きまして、歳出を説明いたします。決算書の 348～349 ページをご覧ください。

1 款 1 項 総務管理費は、支出済額が 553,334 円で、管理会の委員報酬、保険料、基金積立金等であります。

歳出合計は、支出済額 553,334 円であります。

続いて、354～355 ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は、690,514 円となりました。

なお、繰越等はございません。

議案第 94 号 令和元年度 安曇野市穂高山林財産区
特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度穂高山林財産区特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

本日提出、市長名です。

決算書 358～359 ページをお願いいたします。

まず、歳入から説明いたします。

1 款 1 項 分担金の収入済額は 293,800 円で、管理費分担金です。

2 款 1 項 財産運用収入の収入済額は 5,011 円で、基金利子となります。

4 款 1 項 繰越金は 999,847 円です。

歳入合計は、収入済額 1,298,658 円であります。

続きまして、歳出を説明いたします。決算書の 360～361 ページをご覧ください。

1 款 1 項 総務管理費は、支出済額 576,631 円で、管理会の委員報酬、保険料、基金積立金等であります。

歳出合計は、支出済額 576,631 円であります。

続いて、366～367 ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は、722,027 円となりました。

なお、繰越等はございません。

以上でございます。

議案第 95 号

令和元年度 安曇野市産業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明を申し上げます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度安曇野市産業団地 造成事業 特別会計 歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。本日提出、市長名でございます。

別冊の決算書により説明させていただきます。事項別明細書 374、375 ページをご覧ください。

歳入でございます。1 款繰入金は、477,000 円、一般会計からの繰入金であります。

3 款繰越金 231,000 円、前年度の繰越金であります。

4 款市債 18,700,000 円、地域開発事業債であります。

次に 376、377 ページをご覧ください。歳出になります。

あづみ野産業団地拡張事業に伴う測量設計・基本設計等の事務事業委託が主な事業費であります。

379 ページをご覧ください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額 19,408,000 円、歳出総額 19,279,000 円で、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに 129,000 円でございます。

議案第 96 号

令和元年度安曇野市有明荘特別会計歳入歳出決算の認定について説明を申し上げます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度 安曇野市有明荘特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

本日提出、市長名でございます。

それでは、別冊の決算書により説明させていただきます。事項別明細書 386、387 ページをご覧ください。

歳入でございます。

1 款繰入金、4,403,000 円 一般会計からの繰入金です。

2 款諸収入、3,620,000 円、有明荘の指定管理者から市への納付金でございます。

3 款繰越金 8,000 円、前年度繰越金でございます。

次に事項別明細書 388、389 ページをご覧ください。

1 款観光宿泊施設事業費で、主な内容につきましては、14 節賃借料 1,481,400 円は有明荘敷地の借地料として中部森林管理局への支払いでございます。

15 節工事請負費につきましては、排水管・FRP タンク等の修繕、高圧遮断器の取替・照明機器の LED 化工事等であります。

391 ページをごらんください。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額 8,031,000 円、歳出総額 8,023,000 円、歳入歳出差引額及び実質収支額とも 8,000 円となっております。 以上です。

議案第 97 号

令和元年度安曇野市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、令和元年度安曇野市水道事業剰余金処分計算書のとおり、利益の処分について議会の議決を求めるとともに、同法第 30 条第 4 項の規定により、令和元年度安曇野市水道事業会計決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

本日提出 市長名でございます。

水道事業決算書の 2 ページ、3 ページをお願いいたします。ここでの金額は消費税を含んだ額となります。

1 収益的収入及び支出で、(1) 収入の、第 1 款 水道事業収益は、22 億 9,891 万円、(2) 支出の、第 1 款 水道事業費用は、18 億 516 万円であります。

続きまして、2 の資本的収入及び支出であります。(1) 収入の、第 1 款 資本的収入は 4 億 4,658 万円、主に 1 項企業債は、9,300 万円、3 項補助金は、858 万円で、豊科明科地域整備事業国庫支出金、4 項出資金は、2 億 7,910 万円で、一般会計出資金 豊科明科地域整備事業合併特例債であります。

次に、(2) 支出になります。

資本的支出は、18 億 5,811 万円、1 項建設改良費は、12 億 8,718 万円で、3 年目となる豊科明科地域整備事業工事費、また導・配水管の布設替え工事等あります。2 項企業債償還金は、5 億 7,092 万円で、元金の償還であります。

次、3 ページの欄外でございますが、資本的収入額が、資本的支出額に不足する額 14 億 1,152 万円につきましては、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金、及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で、補填しております。

4 ページをお願い致します、ここからが経営状況を明らかにするための財務諸表で、決算額は消費税を除いた額となります。

1 営業収益は 18 億 6,557 万円、2 営業費用は 16 億 2,735 万円となり、営業収益から営業費用を引いた、営業利益は 2 億 3,822 万円となりました。3 営業外収益は、2 億 8,185 万円、次、5 ページの 4 営業外費用は 1 億 3,566 万円となった結果、営業収益と営業外収益を足した収益から、営業費用と営業外費用を足した費用を引いた、経常利益は、3 億 8,441 万円となりました。

また、5 特別利益を計上後の、当年度純利益であります。前年度に比べ 2,738 万円減少しましたが、3 億 8,447 万円の黒字となりました。減少の主な要因は、給水収益が 3,043 万円減少したためであります。また当年度未処分利益剰余金は、8 億 6,540 万円となりました。

次に、6 ページ、7 ページの剰余金計算書をお願いします。

先ほどの令和元年度末の未処分利益剰余金、8 億 6,540 万円の内 8 億 6,450 万円については、6 ページ、下段にあります、令和元年度安曇野市水道事業剰余金処分計算書（案）により処分したく、議会の議決をお願いする内容であります。処分とは、その剰余金を今後どのように活用するかということであります。

処分額 8 億 6,450 万円の内訳でございますが、水道ビジョンによる、今後の建設改良工事の財源とするため、3 億 8,450 万円を建設改良積立金に積み立てます。

また、令和元年度補てん財源とした積立金を、資本金へ戻すため 4 億 8,000 万円を資本金へ組入れを行い、処分後の残高 90 万円を翌年度に繰り越しするという内容でございます。

8 ページからが貸借対照表であります、資産合計は、267 億 1,673 万円、負債合計は、125 億 9,164 万円、資本合計は、141 億 2,508 万円、負債と資本の合計は、267 億 1,673 万円となり、8 ページの資産合計と同額となるものでございます。

令和元年度、負債は企業債償還により前年度比 7 億 346 万円減少し、また前年度決算で取り崩した建設改良積立金と一般会計出資金を資本金に組み入れたため、前年度に比べ資本金は増加しました。

10 ページ以降は、決算事業報告、業務の決算比較、財務諸表の内容をお示しするための資料でございます。

水道事業会計決算書の説明は以上でございます。続きまして、

令和元年度安曇野市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、

地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、令和元年度安曇野市下水道事業剰余金処分計算書のとおり、利益の処分について議会の議決を求めるとともに、同法第 30 条第 4 項の規定により、令和元年度安曇野市下水道事業会計決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

本日提出 市長名でございます。

安曇野市下水道事業決算書の 40 ページ、41 ページをお願いいたします。

1 収益的収入及び支出で、(1) 収入の、第 1 款下水道事業収益は、44 億 2,242 万円、(2) 支出の、第 1 款 下水道事業費用は、37 億 2,030 万円であります。

続きまして、2 の資本的収入及び支出であります。(1) 収入の、第 1 款資本的収入は 7 億 1,296 万円、1 項企業債は、4 億 1,810 万円で、公共下水道事業・特定環境保全公共下水道・流域下水道事業分、また資本費平準化債として 3 億 6,210 万円借り入れております。

次に、(2) 支出になります。資本的支出は、23 億 8,804 万円、1 項 建設改良費は、6,660 万円で、主には汚水ポンプ施設整備等と、流域下水道事業建設負担金であります。2 項 企業債償還金は、23 億 2,144 万円で、定時の元金償還であります。

次に、41 ページの欄外に記載のとおり、資本的収入額が、資本的支出額に不足する額 16 億 7,508 万円につきましては、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金で補填しております。

42 ページをお願い致します。損益計算書であります。

1 営業収益は 16 億 3,971 万円、2 営業費用は 29 億 7,814 万円となり、営業損失は 13 億 3,843 万円となりました。3 営業外収益は、26 億 4,679 万円、4 の営業外費用は、5 億 9,845 万円となった結果、経常利益は、7 億 990 万円となりました。

当年度純利益であります。前年度に比べ、3,346万円減少しましたが、7億990万円の黒字となりました。また当年度末処分利益剰余金は、14億5,347万円であります。

次に、44・45ページの、剰余金計算書をお願いします。

先ほどの、令和元年度末の未処分利益剰余金、14億5,347万円の内14億5,330万円を、下段の表、令和元年度安曇野市下水道事業剰余金処分計算書（案）により処分したく、議決をお願いする内容であります。処分額14億5,330万円の内訳でございますが、今後の企業債償還に充てるため減債積立金へ7億990万円を積立、令和元年度補てん財源とした積立金7億4,340万円を、資本金へ戻すための組入れを行い、処分後の残高17万円を翌年度に繰り越しするという内容でございます。

46ページからが貸借対照表であります。資産合計は、621億4,531万円、負債合計は、538億9,161万円、資本合計は、82億5,369万円、負債と資本の合計は、621億4,531万円となります。

48ページ以降は、決算事業報告、業務の決算比較、財務諸表の内容をお示した、決算資料でございます。

議案の説明は以上です。

議案第 99 号

市道の廃止について、ご説明いたします。

道路法第 10 条第 1 項の規定により、下記のとおり市道路線を廃止したいので議会の議決を求めるものです。

本日提出 市長名 でございます。

別紙（ 1 ページ ）の市道廃止路線調書をご覧いただきたいと思ひます。

今回の廃止路線は 1 路線でございます。

路線の位置につきましては、 2 ページの廃止路線位置図をご覧いただきたいと思ひます。

整理番号 1 の豊科 1536 号線につきましては、現在、商工労政課で進めております “ あづみの産業団地拡張事業 ” に伴い、市道廃止を行うものであります。

以上であります。

議案第 100 号

市道の認定について、ご説明いたします。

道路法第 8 条第 2 項の規定により、下記のとおり市道路線を認定したいので議会の議決を求めるものです。

本日提出 市長名 でございます。

別紙（ 1 ページ）の市道認定路線調書をご覧いただきたいと思います。

今回の認定路線は 3 路線でございます。

路線の位置につきましては、 2 ページから 4 ページの認定路線位置図をご覧いただきたいと思います。

2 ページの整理番号 1、豊科 3616 号線につきましては、先ほど市道廃止で説明をさせていただきました“あづみ野産業団地拡張事業”で新たに新設する道路でございます。市道として管理すべき道路でありますので、市道認定するものであります。

3 ページの整理番号 2、堀金 1783 号線につきましては、宅地造成により構築された道路でございます。市道として管理すべき道路でありますので、市道認定するものであります。

4 ページの整理番号 3、明科 4305 号線につきましては、合併前の明科町時代に J R 明科駅の東西連絡通路として整備した歩道橋、（通称：スカイドーム）です。現在まで公共物として観光交流促進課で管理しておりましたが、市道認定を行なったうえで市道橋の長寿命化計画に加え、今後の老朽化に備えるために市道認定するものであります。

以上であります。